

事務連絡
令和5年3月17日

各都道府県 児童扶養手当担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室扶養手当係

児童扶養手当の遺棄の認定事務における配偶者からの暴力による被害者に
関する取扱いについて

児童扶養手当制度の適正な運営につきましては、日頃より種々ご尽力賜り厚く御礼
申し上げます。

今般、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和
4年12月26日DV対策抜本強化局長級会議）が取りまとめられ、児童扶養手当の遺
棄の認定事務においては、配偶者からの暴力による被害者（以下「DV被害者」とい
う。）である場合でも、本人の申立書及び遺棄調書以外の書類の提出を求めている
旨を関係機関に対して周知することとしています。

これまでも通知等でお示ししておりますとおり、児童扶養手当の遺棄の認定に当た
り個別に必要となる書類は原則として本人の申立書（福祉事務所長等が証明したもの）
及び遺棄調書になりますので、DV被害者についても必要以上に書類の提出を求める
ことがないよう、改めてお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の市区町村に対する周知方お願いいたし
ます。